

# 預貯金も「遺産分割」の対象に!

相続に関する預貯金の取扱いに対する最高裁判例が変更となりました。  
【最高裁平成28年12月19日大法院判決】



## 【従来の判例】

最高裁判所は、昭和29年4月8日と平成16年4月20日の両判決で、「相続人数人ある場合において、不動産などとは異なり、預貯金のように分けられる債権（可分債権）は法定割合分をそのまま相続し、遺産分割の対象にならない。」とし、各相続人が遺産分割協議しないで、相続財産の対象となる預貯金を各自法定相続分に相当する金額まで独自に引出せるものとしていました。

## 【新しい判例】

「預貯金債権は遺産分割の対象となる。」

実務では今までも、金融機関等の窓口の対応は、被相続人死亡後、預貯金口座を凍結してしまい、相続人全員の実印押印・署名付き遺産分割協議書乃至は、金融機関所定の様式に相続人全員が署名・実印押印した書類がないと口座凍結を解除し、お金を引き出すことが出来ませんでした。但し、裁判等で要求され、相続人ひとりからの法定相続分相当額の金銭の引出を迫られた場合、それに応ぜざるを得なかったのです。しかしこれからは、前提となる遺産分割協議がないと預貯金の凍結解除・名義変更・解約等が出来ないこととなります。

